

3 特別会計

国民健康保険事業費(歳入) 総務局 国民健康保険料の推移(現年度分)

(単位:千円)

項目	令和元年度決算額			令和2年度決算額			令和3年度決算額			令和4年度当初予算			令和5年度当初予算			対前年度増減		
	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額
国保料	8,273,107	93.9	7,772,373	7,821,698	94.5	7,395,274	8,080,784	95.3	7,703,692	8,446,945	93.0	7,855,658	8,174,733	95.6	7,819,948	△ 272,212	2.6	△ 35,710

国民健康保険事業費

総務局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

《被保険者数の推移》

(単位：人)

	元決算	2 決算	3 決算	4 当初	4 決見	5 当初
一般被保険者	95,600	93,728	92,562	90,964	89,186	85,515
退職被保険者等	58	1	0	0	0	0
合 計	95,658	93,729	92,562	90,964	89,186	85,515

《世帯数の推移》

(単位：世帯)

	元決算	2 決算	3 決算	4 当初	4 決見	5 当初
一般被保険者	64,359	63,818	63,608	61,880	62,076	59,898
退職被保険者等	56	1	0	0	0	0
合 計	64,415	63,819	63,608	61,880	62,076	59,898

- (1) **給付関係事務経費** 38,138
高額療養費等の給付並びにレセプト点検等の医療費適正化に関する事務経費 (35,016)
- (2) **資格賦課関係事務経費** 59,296
国民健康保険料決定通知書や被保険者証の送付等、被保険者の資格管理及び保険料の賦課に関する事務経費 (55,980)
- (3) **保険料収納関係事務経費** 146,040
口座振替やコンビニ収納、保険料収納業務委託等の保険料収納に関する事務経費 (144,036)
- (4) **電算入力委託事業費** 9,571
事務の適正化及び合理化を図るため、例日収入分納付済通知書等のパンチ入力等を委託する。 (8,353)
- (5) **国民健康保険システム関係事業費** 225,468
国民健康保険システムに係る機器賃借料及び同システムの改修業務・運用保守業務委託料に関する費用を支出する。 (129,327)

【款：総務費 項：総務管理費 目：連合会負担金】

- (6) **兵庫県国民健康保険団体連合会負担金** 14,788
診療報酬の審査支払業務や国民健康保険事業に関する調査研究等、保険者の共同目的を達成するために必要な業務を行う国民健康保険団体連合会に対して負担金を支出する。 (15,323)

【款：総務費 項：総務管理費 目：収納率向上特別対策費】

- (7) 収納率向上特別対策事業費 4,056
 収納率の向上及び被保険者間の負担の公平を図るため、保険料未納者に対して、短期被保険者証・資格証明書⁽¹⁾の交付や滞納処分等を行う。
 《収納率の推移（現年度）》

元決算	2 決算	3 決算	4 当初	4 決見	5 当初
93.95%	94.55%	95.33%	93.00%	95.00%	95.66%

【款：総務費 項：徴收費 目：滞納処分費】

- (8) 滞納処分経費 8,403
 収納率の向上及び被保険者間の負担の公平を図るため、保険料未納者に対して督促状及び催告書の送付を行う。
 (8,742)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：一般被保険者療養給付費】

- (9) 一般被保険者療養給付費 26,885,134
 一般被保険者の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。
 (28,110,248)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：退職被保険者等療養給付費】

- (10) 退職被保険者等療養給付費 1,000
 退職被保険者等の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。
 (1,000)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：一般被保険者療養費】

- (11) 一般被保険者療養費 394,281
 一般被保険者が被保険者証を持たずに医療機関を受診して医療費の全額を支払った場合などにおいて、保険者が負担すべき額を給付する。
 (539,408)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：退職被保険者等療養費】

- (12) 退職被保険者等療養費 100
 退職被保険者等が被保険者証を持たずに医療機関を受診して医療費の全額を支払った場合などにおいて、保険者が負担すべき額を給付する。
 (100)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：審査支払手数料等】

- (13) 審査支払手数料等 85,330
 診療報酬の審査支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。
 (87,866)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：一般被保険者高額療養費】

- (14) 一般被保険者高額療養費 4,144,211
 一般被保険者の負担を緩和するため、一部負担金の支払額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を給付する。
 (4,265,041)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：退職被保険者等高額療養費】

- (15) 退職被保険者等高額療養費 500
 退職被保険者等の負担を緩和するため、一部負担金の支払額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を給付する。
 (500)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：一般被保険者高額介護合算療養費】		
(16)	一般被保険者高額介護合算療養費	11,020
	一般被保険者の負担を緩和するため、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を介護保険と按分のうえ給付する。	(12,544)
【款：保険給付費 項：高額療養費 目：退職被保険者等高額介護合算療養費】		
(17)	退職被保険者等高額介護合算療養費	100
	退職被保険者等の負担を緩和するため、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を介護保険と按分のうえ給付する。	(100)
【款：保険給付費 項：移送費 目：一般被保険者移送費】		
(18)	一般被保険者移送費	99
	一般被保険者が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。	(100)
【款：保険給付費 項：移送費 目：退職被保険者等移送費】		
(19)	退職被保険者等移送費	10
	退職被保険者等が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。	(10)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：出産育児一時金】		
(20)	出産育児一時金	193,000
	被保険者が出産したとき、出産育児一時金として 50 万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は 48 万 8 千円）を給付する。	(163,800)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：葬祭費】		
(21)	葬祭費	33,900
	被保険者が死亡したとき、葬祭を行う者に対し、葬祭費として 5 万円を給付する。	(31,000)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：結核・精神医療付加金】		
(22)	結核・精神医療付加金	36,149
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条の公費承認医療費について、費用額の 5%又は自己負担額のいずれか少ない額を給付する。	(32,946)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：傷病手当金】		
(23)	傷病手当金	10,000
	給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染する等により勤務ができず、給与等の支払を受けることができなかつた場合、国の基準に基づき傷病手当金を支給する。	(10,000)

【款：国民健康保険事業費納付金 項：医療給付費分納付金 目：一般被保険者医療給付費分納付金】

- (24) 一般被保険者医療給付費分納付金 8,688,135
 県内の市町が一般被保険者の疾病等に関して行った療養の給付等に係る費用を (9,054,653)
 賄うため、県が定めた金額を県の国民健康保険事業特別会計に支出する。

【款：国民健康保険事業費納付金 項：後期高齢者支援金等分納付金 目：一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金】

- (25) 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 2,782,733
 県内の市町における後期高齢者医療制度に係る経費を賄うための支援金のうち、 (2,736,900)
 一般被保険者に係るものについて、県が定めた金額を県の国民健康保険事業特別会計に支出する。

【款：国民健康保険事業費納付金 項：介護納付金分納付金 目：介護納付金分納付金】

- (26) 介護納付金分納付金 1,088,908
 県内の市町における介護保険第2号被保険者のうち、国民健康保険加入者分の (1,097,079)
 納付金を賄うため、県が定めた金額を県の国民健康保険事業特別会計に支出する。

【款：保健事業費 項：保健事業費 目：保健事業費】

- (27) あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費 11,804
 被保険者のあんま・マッサージ・はり・きゅうの施術費の一部助成を行う。 (13,724)
 利用回数 1人年間12回
 単 価 1回当たり 大人1,000円、小人500円
 《延べ利用回数の推移》 (単位：回)

	元決算	2決算	3決算	4当初	4決見	5当初
大 人	14,019	12,461	12,803	13,689	12,235	11,801
小 人	54	15	24	69	6	5

- (28) 医療費通知等経費 36,240
 被保険者に対する医療費等の通知及び医療費適正化効果の高い後発医薬品に転 (37,941)
 換可能な薬剤を服用中の被保険者に対し差額等に係る通知を行う。
 通知の実施回数 医療費通知 年6回、差額通知 年3回

【款：基金積立金 項：基金積立金 目：国民健康保険事業基金積立金】

- (29) 国民健康保険事業基金積立金 3,346
 尼崎市国民健康保険事業基金条例に基づき、本市国民健康保険事業における財政 (8,968)
 の健全な運営を図るための財源として、前年度決算剰余金等を同基金に積み立てる。
 《基金残高の推移》 (単位：千円)

元末残高	2末残高	3末残高	4末残高	5積立	5取崩	5末残高
3,610,733	2,939,828	2,594,450	2,189,362	3,346	356,638	1,836,070

【款：諸支出金 項：諸費 目：分担金及び負担金】

- (30) 尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金 576
 あんま・マッサージ・はり・きゅうに係る施術費助成事業の円滑な運営を図る (576)
 ため、尼崎市鍼灸マッサージ師会等に補助金を支出する。

【款：諸支出金 項：諸費 目：一般被保険者償還金及び還付加算金】

- | | | |
|------|--|----------|
| (31) | <u>一般被保険者保険料過誤納金還付金</u> | 50,000 |
| | 一般被保険者が納付した保険料が過誤納となった場合に当該保険料の還付を行う。 | (50,000) |
| (32) | <u>保険給付費等交付金償還金</u> | 96,102 |
| | 県から交付される保険給付費等交付金のうち、普通交付金について、実績報告額が概算交付額を下回る場合に余剰分を返還する。 | (87,102) |

【款：諸支出金 項：諸費 目：退職被保険者等償還金及び還付加算金】

- | | | |
|------|--|---------|
| (33) | <u>退職被保険者等保険料過誤納金還付金</u> | 100 |
| | 退職被保険者等が納付した保険料が過誤納となった場合に当該保険料の還付を行う。 | (1,000) |

【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

- | | | |
|------|------------|---------|
| (34) | <u>予備費</u> | 1,000 |
| | 予備費 | (1,000) |

健康福祉局

【款：保健事業費 項：特定健康診査等事業費 目：特定健康診査等事業費】

(1) ヘルスアップ尼崎戦略事業費

526,426

① ヘルスアップ健診事業

(542,624)

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診・特定保健指導を実施するとともに、生活習慣病が重症化する恐れのあるハイリスク者に対しても、独自の健診・保健指導を行い、短期的な医療費適正化を目指す。また、中長期的な医療費適正化を目指し、11、14歳及び16～39歳に対する生活習慣病予防健診、保健指導を行う。さらに、あらゆる機会を通じて、健診受診率向上や、より若年からの正しい生活習慣の定着等を目指す。

《健診・保健指導実績》

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
健診受診者総数	(人)	38,466	33,937	31,968	27,511	29,227	
(再掲)	特定健診受診者数	(人)	26,003	21,403	20,232	17,178	19,504
	特定健診受診率	(%)	38.6	32.9	31.4	26.9	31.4
保健指導実施者数	(人)	19,375	15,342	13,137	7,251	9,399	
(再掲)	特定保健指導完了者数	(人)	1,332	886	844	745	865
	特定保健指導完了率	(%)	44.0	40.4	40.3	40.3	39.1

② ヘルストrend事業

医療費適正化効果の評価及び事業の再構築のため、独自の医療費分析システムを活用して受診状況や服薬状況等の分析を行い、保健指導につなげる。

③ ヘルスアプローチ事業

生活習慣改善が継続しやすいよう、他の医療保険者等との協働で、市民の健康実態や健診意義を周知し、健診受診率向上を目指すとともに、より良い生活習慣を継続できる環境づくりを行う。

④ 未来いまカラダ戦略事業

すべてのライフステージを対象に、「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」を活用した生活習慣病予防対策を推進し、悪性新生物や認知症の予防など、さらなる健康寿命の延伸、結果としての医療費適正化を目指す。

- (2) まちの健康経営推進事業費 7,872
健康寿命の延伸につながる健康行動を促すことを目的に、将来負担を軽減するための予防行動を起こした市民にインセンティブを付与する「未来いまカラダポイント事業」を実施する。 (7,872)

【款：保健事業費 項：保健事業費 目：保健事業費】

- (3) 重複・頻回受診者訪問指導事業費 216
被保険者のうち、重複・頻回受診者への訪問指導により適正受診を促すことで、被保険者の健康意識を高め、事業の健全な運営に資する。 (216)